

令和8年度学校給食のしおり



このしおりは学校給食の仕組みや学校給食の提供内容を変更する際の手続き方法についてご案内するものです。保護者様においては、このしおりを一年間大切に保管いただき、必要な手続きに漏れがないようにお願いいたします。

越谷市教育委員会

学校教育部 給食課

1 越谷市の学校給食の事業目的及び事業目標について

学校給食の目的と目標は学校給食法により以下のとおり定められています。

《目的》(第1条)

- 1 児童及び生徒の心身の健全な発達に資する。
- 2 学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。

《目標》(第2条)

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

2 学校給食費について

学校給食法では、給食提供にかかる費用のうち、人件費や光熱水費、運搬費、学校給食センターの維持管理費等は市が負担し、食材費は保護者が負担することと規定されています。しかし、越谷市では近年の物価高騰による家計の負担を軽減するため、食材費の一部について、国の物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し公費で負担しています。

また、令和8年度の小学校の給食費については、国の交付金を活用し全額公費で負担しますので、小学校児童の保護者負担はありません。(生活保護を受給されている方は、支給額に含まれる教育扶助費から自動的に差し引かれます。)

※学校給食の1食あたりの費用については、P.7を参照ください。

3 学校給食の申込みについて

口座振替依頼書(ゆうちょ銀行の場合は自動払込申込書)の提出をもって、給食提供の意思表示があったものとして取扱います。また、口座振替依頼書の提出のない方は、初回の給食喫食をもって意思表示があったものとみなします。

4 各種変更手続き

<学校給食に関する手続きについて>

越谷市教育委員会 学校教育部 給食課が担当窓口となります。※(1)の手続きを除く。

小学校児童の費用負担はありませんが、給食提供内容等に変更がある場合には、手続きが必要です。

次の(2)～(4)の手続きは原則、オンラインまたは書面での手続きとなります。お電話での受付はできません。手続き用紙が必要な方は給食課までお電話ください。

<学校給食費についてのご注意>

学校給食費は食事代ではなく、学校給食事業の実施にかかる経費の一部（食材費）を賄う貴重な財源です。手続きを忘れてしまうと食材調達が進むため、結果的に給食を召し上がらなかったとしても、食材が調達された時点で納付義務が発生し、給食費をご納付いただくこととなりますのでご注意ください。また、日付を遡って受付することはできません。

なお、一度手続きをすると、その登録内容は原則、次年度以降も継続します。そのため、年度替わりの進級時や市内の小学校から中学校への進学時、または年度途中で市内他校へ転校される場合も、改めてのお手続きは必要ありません。

<各種手続きのご案内>

(1) 食物アレルギーその他の疾患により給食の提供内容を変更したい場合

越谷市学校給食食物アレルギー対応実施要領に基づき、給食内容を選択される場合、「学校給食食物アレルギー対応申請書」（様式5 - 1）の提出が必要です。

申請は学校を通じて行ってください。

他のアレルギー対応（資料提供、対応食等）を理由として申請する場合は、給食内容をご記入いただくことで申請となります。

学校を経由しますので、申請から変更の適用まで2週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

(2) 食物アレルギーその他の疾患により給食を喫食せず弁当を持参する場合

越谷市学校給食食物アレルギー対応実施要領に基づき、学校給食の提供を受けず、ご自宅から弁当を持参される場合、「学校給食 弁当持参届」の提出が必要です。

下記の二次元コードまたは本市ホームページから手続きをお願いします。



オンラインでの手続きが困難な方は、申請書を送付しますので給食課へご連絡ください。

申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕を持ってお手続きください。

(3) 上記(1)(2)以外の理由により給食提供の内容を変更したい場合

「信仰上の理由により主食（ごはん）のみの提供に変更したい」等、給食の提供内容を変更したい方は、「越谷市学校給食提供内容変更届」の提出が必要です。

下記の二次元コードまたは本市ホームページから手続きをお願いします。



※食物アレルギーによる個別対応希望の方はこの手続きでは
ありません。上記(1)(2)をご覧ください。

オンラインでの手続きが困難な方は、申請書を送付しますので給食課へご連絡ください。

申請受理日から数えて最短で6開庁日後からの反映となりますので、余裕を持ってお手続きください。

※6開庁日の数え方

申請日を1日目として土日祝日を除く開庁日を数えて6日目

(月) 申請日	(火)	(水)	(木) 祝日	(金)	(土)	(日)	(月)	(火) 反映日
1日目	2日目	3日目		4日目			5日目	6日目

(4) 給食提供を一時的に停止したい場合（一時的な停止を解除し再開したい場合）

入院・疾病等の理由により学校を長期間欠席する間、給食の提供を停止することができます。その場合は、「越谷市学校給食提供停止（再開）届」の提出が必要です。

下記の二次元コードまたは本市ホームページから手続きをお願いします。



オンラインでの手続きが困難な方は、申請書を送付しますので給食課へご連絡ください。

申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕を持ってお手続きください。

(5) 振替口座を変更したい場合（中学生の保護者のみ）

振替口座を変更する場合は、「口座振替依頼書」の再提出が必要になります。

書面での手続きのみとなります。

必要な方は「越谷市口座振替依頼書」を送付しますので給食課へご連絡ください。市内の別の学校へ転校した場合、学校給食費の口座振替の再申請は不要です。

5 学校給食費の収納管理について

学校給食費の収納管理（請求及び納付情報の管理）は、越谷市教育委員会給食課にて行っています。学校給食費に関わるお問い合わせにつきましても、給食課が窓口となります。

6 納付方法・納期限について

納付方法は、原則として口座振替の利用をお願いします。なお、口座振替登録内容は原則、次年度以降も継続しますので、年度替わりの進級時や市内の小学校から中学校への進学時のほか、年度途中で市内他校へ転校する場合も、改めてお手続きいただく必要はありません。

例年、ほぼ全てのご家庭に口座振替をご利用いただいておりますが、諸事情により口座振替をご利用いただけない方には、納付月の中旬に納付書を送付します。お手数ですが、金融機関窓口等で納期限までにご納付ください。ただし、クレジットカード払い、バーコード決済、電子マネー決済はご利用いただけません。また、学校での現金払いもできませんので、ご了承ください。

《本市公金取扱い金融機関一覧》R8.4月時点

- ・ 埼玉りそな銀行 ・ 群馬銀行 ・ 東和銀行 ・ 青木信用金庫 ・ 越谷市農業協同組合
- ・ みずほ銀行 ・ 足利銀行 ・ 栃木銀行 ・ 東京東信用金庫 ・ ゆうちよ銀行
- ・ 三菱UFJ銀行 ・ 常陽銀行 ・ 東日本銀行 ・ 足立成和信用金庫
- ・ 三井住友銀行 ・ 武蔵野銀行 ・ 埼玉縣信用金庫 ・ 城北信用金庫
- ・ りそな銀行 ・ 千葉銀行 ・ 川口信用金庫 ・ 中央労働金庫

※みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・群馬銀行・常陽銀行・東日本銀行は、
口座振替のみの取扱いとなり、店舗窓口での納付書払いはできません。

《納期及び納期限》

学校給食費は、全10期に分けてご納付いただきます。

第1期から第9期まで：喫食日数に関わらず固定額でのご納付となります。

第10期：喫食数に応じた精算を行い、年間の学校給食費と、第1期から第9期まで
のご請求額との差額をご納付いただきます。

期別	対象月	納期限※1
第1期※2	4・5月分	5月末日
第2期	6月分	6月末日
第3期	7月分	7月末日
第4期	9月分	9月末日
第5期	10月分	10月末日
第6期	11月分	11月末日
第7期	12月分	1月4日
第8期	1月分	1月末日
第9期	2月分	2月末日
第10期※3	3月分	3月末日

※1 各期、納期限の日に口座振替を実施します。

末日が土日・祝日にあたる場合には翌営業日が納期限となります。

※2 第1期（4・5月分）のみ、2か月分の学校給食費のご請求となります。

※3 第10期の請求額確定後に喫食が発生した際は、別途ご請求が生じる場合があります。

7 風邪その他の欠席や学級閉鎖の際の学校給食費について

「2 学校給食費について」(P.1)に記載のとおり、学校給食費は食材費を、事業の受益者である保護者様にご負担いただくものです。本市では毎日約2万7,000人分の給食を提供しており、その給食材料の調達は概ね2週間前までに行っています。

そのため、以下の場合には学校給食費の返金はできませんので、ご了承ください。

- ・食材の発注後に風邪やご家庭の都合で欠席される場合
- ・インフルエンザ等の季節性感染症の流行により、学級閉鎖(学年閉鎖・学校閉鎖)となる場合

8 納付額の通知

納付方法に関わらず、以下の通知書を発送します。

年度当初: 「学校給食費納付額決定通知書」を発送します。

年度途中: 給食費に変更が生じた場合は、「学校給食費納付額変更通知書」を発送します。

年度末 : 最終期となる第10期には以下の精算を行い、「学校給食費納付額精算通知書」を3月末に発行します。

- ・年度内に生じた過誤納額(二重納付による払い過ぎ等)
- ・給食の提供内容変更に伴う学校給食費の過不足額

9 納付の確認ができない場合

口座振替が振替不能となった場合、再振替はいたしません。

残高不足等の理由により納期限までに納付の確認ができない場合は、納期限の翌月末までに「督促状兼納付書」を発行します。お手数ですが、金融機関等の窓口で納期限までにご納付ください。

また、納期限経過後に納付された場合、収納確認までに2週間程度を要します。そのため、督促状が行き違いで届く場合がございますので、ご了承ください。

10 生活保護・就学援助・就学奨励費を受給の方

<生活保護受給者の方>

学校給食費は代理納付(支給額からの差し引き)が原則となりますので、受給者の方が直接納付することはありません。

※生活保護の制度については生活福祉課(048-963-9162)へお問い合わせください。

<就学援助認定者・就学奨励費認定者の方>

小学校の給食費は全額公費で負担するため、給食費相当額の支給はありません。

また、中学校の給食費相当額は就学援助・就学奨励は扶助対象のため、一旦、ご自身

で納期限までにご納付ください。その後、援助費の支給日に指定口座に実費が振り込まれます。

※就学援助・就学奨励の制度については学務課（048-963-9281）へお問い合わせください。

11 中学校の学校給食費

学校給食の一食あたりの費用は次のとおりです。

◆ 中学校

（日額）

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	332円	289円	43円
②	牛乳のみ	75円	67円	8円
③	主食のみ	79円	67円	12円
④	副食のみ	178円	155円	23円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	257円	222円	35円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	253円	222円	31円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	154円	134円	20円

（月額）

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	5,553円	4,850円	703円
②	牛乳のみ	1,255円	1,130円	125円
③	主食のみ	1,321円	1,130円	191円
④	副食のみ	2,977円	2,600円	377円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	4,299円	3,720円	579円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	4,232円	3,720円	512円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	2,576円	2,250円	326円

12 関係例規

法令は e-Gov 法令検索、条例・規則は本市例規集にてご確認いただけます。

- ・ 学校給食法
- ・ 学校給食法施行令
- ・ 越谷市学校給食センター設置条例
- ・ 越谷市学校給食センター設置条例施行規則
- ・ 越谷市学校給食費の管理に関する規則

《e-Gov》



《例規集》



13 学校給食にかかる問合せ窓口

越谷市教育委員会 学校教育部 給食課

048-963-9293（直通） 開庁時間（平日）8:30～17:15